

〈北川透〉『あんかるわ』の未来からの埋葬(7)――の全国搜索という壮大な演出

へ〉に対する全国搜索は、京都大学経済学部助手の竹本信弘（筆名・滝田修）が朝霞自衛官殺害事件に関連する「強盗予備」の容疑で全国に指名手配され、京都大学で彼に對して行方不明による無断欠勤で分限免職処分が起こってくるなか、次の〈申入書〉が京大評議会宛に送付されたことが発端となった。

〈私〉は、〈竹本信弘〉氏と連絡をとることができ、〈処分〉過程に関する行動の全てを委託されています。その趣旨をより詳細に示している〈資料〉を入れてある未開封の封筒も手許にあります。

従って、貴評議会が〈処分〉の審査をおこなう以前に、〈私〉を媒介する必要な措置をとること（例、前記の事情について〈私〉に陳述する機会を与えること）が、法的にも不可欠でしょう。

一九七三年二月二十二日

徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代 気付

松 下 昇^⑩

京都大学評議会御中

京都大学評議会とのやりとりが十回続いた後、六月二十日、二八日、二九日にかけて、兵庫、徳島、東京、愛知、京都、岡山、福井で強制搜索が行われた。「どんなささいな弾圧も見逃さない会」主催の七月十一日の集会で、松下昇は次の報告「権力の〈暗示〉に反撃する方法を」を行っている。

今回の事件というものを、ほぼ三つぐらいの問題点からみていきたいと考えています。その問題点は、大学闘争以来の、あるいはそれを越えていくへ闘争とでもいうべきものの問題点でもあります。

まず、表現過程ということから考えていきますと、これは間接に聞いたことですが、何人かの人たちから送られた評議会あての文書にはいくつもフシギな記号がついており、評議会ではその意味がよくわからないから省いて読むことにしたようです。評議会にかぎらず、権力総体がこの数年間、得体の知れない表現に非常に苛立っており、今回の事件を契機として、そのような得体の知れない表現を用いる人間や問題をリス

ト・アップし、搜索しはじめている、というふうにもいえると思います。そういった、一見記号というものを媒介として現われている私たちと権力との抗争は、今まで権力にとって確定していると思われた人間や問題がどこかで不確定になりはじめています。そういった情況の比喻ではないかと思います。竹本氏が権力に追われるという形で潜伏しているとしても、それ以外にも様々な理由で様々な領域に潜伏している人達がこの現実過程の中に充滿しているわけです。このような人達の象徴として〈竹本〉問題があるだろう、という事がまず最初の指摘です。今人間について言った事は、当然その他の対象に置き換えていいわけで、評議会なり警察当局が必死に追いかけている委任状といわれている文書もそうだと思います。つまり評議会なり警察当局は、委任状が、いまだどこにあるか、ということに関心を集中しており、とりわけ警察当局は、委任状なるものを捜しだすことによって竹本逮捕の手掛かりを得ようとして日本中を捜し回っているわけですが、先程いいました様に、個別的な人間や紙片が追求されていると同時に、宙吊りになっている表現、あるいはへへは、いまだどこにあるのかという問題を、権力総体が追求しはじめている、その一環として今回の問題があるように思います。

第二に、空間性ということからとらえてみると、全国的におこなわれた搜索の令状には、犯人隠秘の被疑者として私の名前が冒頭にかかげられており、私のまだ行ったことのない場所にまで私の名前を仮装する令状が出かけているという現象がみられますが、そういう可視的な意味を越えてもう少し展開してみますと、今度の事件にかかわる空間性の質のようなものが、私たちよりも先に権力によって、無意識のうちに、統一され、提示されていると思います。まず具体的に私自身に対する家宅搜索の特徴を語りますと、私の家は神戸大学のそばにあって、大学闘争のバリケードが形成されていた頃は何度も機動隊の車が並んでいたから、六月二十日の朝も附近の人は、また神戸大学で何かはじまったのかと最初は思ったらしいのです。ところがどうも様子がおかしくて、完全武装の機動隊が次々と到着して、それから危険だから避難してほし、いという勧告が出されて、これは浅間山荘の再来かと附近の住民が騒いだのです。そういう形で、大学闘争のバリケードや浅間山荘といったふうな空間性を、私の住居を中心にして、幻想の領域ではあるにしても、結合させざるをえない権力の苛立ちがいまみられたのです。また私はいくつも裁判をかかえているのですが、ちょうどその直前に、闘争や表現の空間性に関する多くの問題をはらむ研究室公判といわれるものの判決が下りて、ちょうど、それに対する控訴の申し立て期間中でした。その控訴申し立て理由書を準備する資料もかなり持ち去られたり散逸したりしたので、私としては、さまざまな空間で押収された文書を含むすべての資料を控訴申し立て理由の不可欠の内容とする、という方向で裁判所に申立理由書を提出しています。

それから搜索をうけた場所の今日出席しておられない人達からいくつかの報告を委託されているので、第二の問題点との関連でのべてみます。

東京で搜索をうけた菅谷規矩雄氏の場合、かれは、六九年から解放学校の運動を続け、三里塚闘争にもかかわり、昨年の六月十五日に、授業拒否を理由の一つにして懲戒免職処分になったのですが、かれが、今回の〈竹本〉処分を契機とする闘争に関して私あてに五月末に出した書簡が、この闘争の位置をかれの拠点から正確に照射しているの、一部を引用してみます（註、この部分は後から補足した）。「……竹本信弘から滝田修を捨象することは可能でしょう——処分したいがその方法をとっているわけですし、処分に反対するがわにもこの方法が主としてとられているようにみえます。ところで、では、滝田修から竹本信弘を抽象（抽出）することは可能か——という自問がのこります。」この自問に対して、かれは「はんぶんまでは否とこたえてきた」と考え、しかし、「はんぶんまで」しかこたえていない意味を、かれ（ら）のかかえている困難な無言の格闘の中でとらえようとしています。そして、そのためにかれ自身は、〈竹本〉氏に仮装するというかたちでの私たちの対評議会の闘争に直接には参加しなかったのですが、しかし、前記の書簡のコピーが六月二十日に他の場所で押収され、それが、かれを六月二十八日の搜索対象とする理由の一つにしたことと（それ自体は、権力のこっけいな事実性認識の水準をバクロするものですが）は、私たちに十分視えていなかった〈竹本、滝田〉の交換（不）可能性の問題を、かれを含む私たちの闘争領域へ出現させたという点において、やはり、深いところでの共闘であり、参加であると考えています。

それから愛知県の磯貝満氏（ペンネームは北川透）の住居では、極めてユニークな（?!）押収がなされました。例えば、六月二十日に権力が私の家で押収したものの目録をコピーして私がかれに送り、それが六月二十八日にかれの住居で押収されるという重層した過程があります。この過程はさらにくり返されうるわけで、今、皆さんがよんでおられる押収されたもののリストも押収されうるわけです。（笑）いわば、無限にくりかえされうる自同律を権力が演じてくれたことになります。また、『あんかるわ』三十号が押収されているのは、北川氏がそこで〈六甲〉の私たちや名古屋の南山大学の人たちを含む仮装被告団が直面している巨大な問題を、かれの自己組織論の立場から提起している文章がのせてあり、権力が、ある水準でそれを同時に搜索しているためであろうと考えられます。これらのことを含めて、今回の〈竹本〉処分を契機とする権力の弾圧というものが、教官処分という面をはるかに突破して、大学闘争以後の問題を何かのかたちで必然的に追求している人たち総体の問題に連続していくと私は考えています。

さっきのべた南山大学関係では構内と、下宿、アパート数ヶ所も搜索され、私の表

現集や、神戸大学教養部広報などが押収されました。私との接触をいましめる公示を出した大学当局は何らかの重層した弾圧を重層させてくることが想定されます（註

——七月十八日に、南山大学当局は、搜索をうけた学生二名を含む五名に対して別の理由Ⅱ立入禁止区域への侵入、を理由に退学処分などの動きを開始している）。

六月二十九日には福井大学の生協事務室などが搜索され、これは間接に聞いたところでは私が行った場所のうち、裏日本がないかと権力が調査して、自分ではカンのよいつもりで搜索したようです。岡山救援センターに対する搜索についてもいえるでしょうが、権力の介入がかえって、運動をになっている人たちによってことなつた領域から運動をとらえかえすバネに転化しうると期待しています。

今まで、いくつかの場所の搜索の経過を、押収されたものとの関連でのべてきましたが、これは、第三に提起したい問題点とかかわりがあります。まだ入手していない、いくつかの押収目録があり、その意味を大切にしたいと思いますが、当面、いま配布されているもののリストを手がかりにして、関係のある全ての人たちにとっての、この事件のゆたかな意味を私なりの方法でとらえてみます。ここにある押収リストをみると、そこに権力のひとつの構造がみえてくるような気がするわけです。彼らは総体として国家権力であるけれども、それが個々の機能を果たすときには具体的な人間として機能せざるをえない。つまり、かれらは権力機構の一員として仕事はしていてもその地方性・風土の中で把握している今回の問題或は情況総体に規定されながら、自分からみた竹本問題或はへ～問題に必要な事実性を追跡しており、かれらのそういった一人一人の把握の仕方が押収目録にも明確に示されているわけで、これを総体として把握する事は我々にとって楽しい作業であり、この総体がいわば自主講座運動の素材である、というふうにいってもいいでしょうし、或は搜索を受けたすべての場所が私達がこれから活動していく最小限の拠点になっている事を、権力が提起してくれた、ともいえるでしょう。

次に、現在目前に追（註―迫）っている問題について触れておきますと、今迄何人の方からいわれましたように、京都大学の評議会が保管する文書が差押えられたということは数日前までわからなかったのです（註――その後、神戸地裁あての〈竹本〉氏からの文書が六月二八日に差押えられていることが判明し、差押え場所と対象は、さらに虚数的に増加しつつある）。ところが、今回の問題に関係があるとされている多数の文書がすべてが押収されているにもかかわらず京都大学当局はそんな事を全く伏せたままで、七月五日付で私に対して公文書を送ってきたのですが、そこには竹本氏からの委任状を七月一六日迄に提出せよ、提出すれば代理人として認めるが、提出しなければ認めないということを、審査そのものを打切るという発想を含めて通告をしてきています。ここには何重もの偽瞞があるわけで、私は六月三日付の文書で、〈竹

本〕氏からの委任状に相当する表現を同封して提出しています。ところが、直接評議会が開封できないような構造になっていて、〈私〉か〈私〉の委任状を持った代理人——これは複数可能です——が評議会に出席し、その立合いの上で開封するという条件を付けています。もしこれをそのまま認めてしまうと、評議会は解体してしまうわけです。というのは私の出した委任状を持った無数の人間はだれでも評議会に出席できるわけですから。ところが評議会はたて前としてブルジョア法に規制されていますから、郵便に関する法律とか私法上の権利とか、そんなものをゴタゴタ検討した挙句、発信人が付けた条件をいきなり破るわけにはいけません。評議員として密封された文書を破ってみるわけにはいけません。そこで評議会以外の誰かがその文書を開封してみる口実を作らなければならなくなったのです。それが警察に、どういう経路で伝わったのかは判りませんが、結果的にいえることは、評議会が処分過程で自分のない不可欠の作業を、国家権力総体に委託したという関係だと思っています。つまり大学当局は全ての処分過程の文書を譲り渡して、その過程で処分を完了し、一方、警察当局は竹本氏を含む様々な人間を刑事事件の被疑者とし捕縛し、それで（註―そして―）過激派とみなしている人達総体の弾圧を増々進行させる。そういう目論見があったらうと思います。

以上の問題を含めて今回の事件についていえることは、今迄ほぼ三点にわたって述べてきた事が示しているように、たんなる処分粉砕闘争に対する単なる弾圧というふうには捉えられません。権力の介入は最初から予期していたわけですし、いわばそういった問題を転倒して、単なる京都大学における処分問題としてではなく、私達それぞれがこの数年間或はそれ以上の年月にわたって抱えてきた問題をどのように把握し、どのように具体的に展開していくか、その不可欠の媒介項として、今回の〈竹本〉問題を応用してきたのです。また大学当局の処分策動は重層的な壁に包囲されつつあり、警察当局の方針は完全に混乱し、行きづまってしまいましたから、私たちは決して被害や弾圧を蒙ったとは思っていません。従って今日出席したのも、どんなささいな弾圧も見逃さない、というテーマを、権力によるどんなささいな〈暗示〉も見逃さないで反撃する、というように飛翔させるためであって、今日何かの必然性からここに集ってくる一人一人を通じて、私の問題がどこかで交差してくれば、それでいい思ってたわけです。それは同時に事件以来ビラらしきものをかくことのできなかった私の諸条件を止揚していく試みの一つでもあります。そして先程の発言にもありましたように、我々搜索を受けた人間が報告することよりもむしろ、今後無数にその空間を拡大するであろう搜索を受ける場所、或は〈竹本〉氏との関係を提起する人の抱えている問題を聞きたいとか把握したい、という希望を述べて発言を終わります。

尚、神戸地裁における研究室妨害排除裁判で「竹本信弘」の「証人申請書」が提出されたり、新宿駅から村尾宛に「ケンキユウシツサイバンノハンケツガ六ガツ一三ヒ一〇ジニアリマス」タケモトノブヒロ」の電報が打たれているので、村尾を含む研究室裁判の参加者にも搜索が及ぶ可能性があった。

表現的スケールの大きな松下の報告の後で読めば、気の毒なほど問題の捉え方の思想的狭量を露呈している「六月二十八日」に関する私註」の中で北川の「誤読」が際立ってくるのは、やはり京大評議会宛の「申入書」の中の「竹本信弘」について記さざるをえなくなってくる箇所である。池田浩士の『情況』誌掲載の文章や資料等に目を通して、気付の「山本光代」も徳島大医学部助手で被「懲戒免職」処分者であることから、《すでにこの「申入書」の形式によって、「大学闘争」における最初の「被処分」者である「松下昇」が、その「被処分」者の意味を重層していることの思想的理解》を前提に、《ここで「竹本信弘」は「被処分」の重層性の中に位置づけられており、彼の「政治思想」自体は直接意味をもたない。》という理解を示しながらも、《「大学闘争」及び「竹本処分反対闘争」にかかわる必然的契機を自己史内部に持たない「わたし」は、問題が「竹本処分反対闘争」の観点で進行するかぎり、それを遠い位相で観ることになることは避けがたい。（中略）ただ、それが「松下昇」の「闘争の応用としてあらわれるかぎり、その面でだけわたしの関心は向いている》という考えを示す。

北川がどのような考えを抱いているようにとも、それを無視して権力はある脈絡から一括りにしてしまう。それは仮装被告（団）と同じ問題であった。各被告の考えかたの隔たりにもかかわらず、権力はバラバラの関係を無視して一括りに被告を束ねようとする。権力によって強いられたその共同性をどのように自分たちにとっての真の共同性へと転倒していくか、が被告一人一人に問われていたように、今回の全国搜索においても問われていた。

《いままで事実性においても、思想的にも、まったく関係をもたずにきた「人」と「場所」が「被疑者松下昇に対する犯人隠避被疑事件」という警察権力が設定した共通のテーマで「暴力的」に結びつけられてしまっている。そのことのうちに、内在的にはなく、「権力」に強いられて「連帯」するいがいに「連帯」がないという、現在の情況が象徴させられている。これは当然のことながら、「わたし」の内部にさまざまな思想的な屈曲をもたらず。

しかし、同時に一方では、こんどの搜索によってこそ、「わたし」はそれがなければ決して視ることのできなかった多くの隠された関係を視ることができ、また、わたしの以後の生涯を決する幾つかの思考に耐える時間をもつことができた。その意味では「わたし」の「共同表現」として、搜索は逆説的には「歓迎」すべき意味をもつて

しまったといえる。権力は常に不当な攻撃や抑圧を加えることによって、こういう形でそれにふさわしい報いを受けるのである。」

この箇所では北川はこう指摘して確認するだけで、権力が強い「連帯」を内在的な「連帯」へと引っくり返そうとする、思想く表現的踏み込みをいつも欠損させていた。松下が「六番目の被告」や仮装被告論を提起してその課題を担っていたのに、北川は自分の内部にもたらされる「さまざまな思想的な屈曲」にしか向かわなかった。また、「わたし」の「へ」との共同表現にとって、搜索は逆説的には「歓迎」すべき意味をもつ「た」とみるだけで、今回の搜索を本当の意味での共同表現の契機にしていく方向での、「歓迎」すべき意味を見出そうとしなかった。申入書の中の「へ」に注意するなら、どうして北川は自分の文章の中でわたしが「へ」されていることに注意しないのか。

「〔押収品目録〕に関する覚え書」の中の「勝手な搜索」に対する「痛みと憤りに耐えながら、同時に、このまったく〔不当〕な搜索によってこそ、権力が〔大学闘争〕後の〔松下昇〕の「へ」闘争領域に幻惑され引き込まれた点をもみなければならぬだろう。むしろ、みずからを媒介した権力的な抑圧領域が広がれば広がるほど、〔松下昇〕とその〔家族〕におおいかぶさってゆく精神的、肉体的な被^{ママ}労の深さと、それをなおはねかえして立つ〔彼〕の無言の深さを想えば、わたしにことばはない。」という箇所に、「空前絶後の〔孤立〕を強いられている〔松下昇〕に対する〔わたし〕のことばにしえない支持は天下周知のことではないのか。」という註を重ねると、彼の思想の限界がより一層見えてくる。

北川は自分が神経を注ぐ思想的な距離の中で脅威を及ぼすようにみえなければ、松下昇も絶大な支持を表明する存在に見えるということに、どこまで自覚的であったのか。

北川の思想の無自覚は起訴状を「敵の文書」としかみなかったように、自分が松下に対して支持を無邪気に口にできるのも、松下が自分にまだ危険な存在として立ち向かってきていないからであることがわかっていなかった。この搜索で彼に見えてきた、「権力によってとはとらえつくせない〔松下昇〕の「へ」闘争領域の広さと深さ」が、自分に及んでくることを考えてもみない安全地帯の思想であることをさらけだしていたのである。

今回の搜索をきっかけに「どんなささいな弾圧も見逃さない会」主催の集案内への欠席理由として、北川は「いままで〔あなた方〕とまったく〔無関係〕できて、しかも、権力の側からは共通の名目による共通の弾圧を受けたこと、その権力による強いられた関係を、内在的な関係に転化していくためには、なお距離を保って思想的に追求していくかねばならぬことが多いという判断」から、「幻想」空間での「たまたま」を持続していく」と返事したが、「南山大」の裁判闘争へのかかわりが宙吊られていくなかで、北川は「権力による強いられた関係を、内在的な関係に転化していく」闘争過程から、無自

覚なまま踵^{きびす}を返しつつあった。

松下は冒頭の集会のまとめとして、「活字を評価する水準を突破した運動の開始」と「非存在をめぐる闘争」を提起しており、この発言自体が活字を評価する水準での思想、文学に閉じ込められている北川ら既存の知識人たちの表現の根拠を根底から揺り動かしていた。

幾つかいいたい事のうち、特に二つ上げますと、まずこの集会の契機でもある〈竹本〉問題というものが、今回の事件以来違った方向を持つだろうという予感がします。そのひとつの徴候は、竹本信弘ないしは滝田修という存在をどう把握するか、それを支持するにしろ批判するにしろ、彼の書いたもの或は彼について書かれたもの、つまり活字の水準で支持したり批判したりという評価が主要な領域であったと思うのですが、今回の事件以後そういう水準が突破されているという徴候があり、その水準以後の何かが始まるだろう、否、始まらなければならない、という事です。

それから、先程私は報告の中でものべましたが、〈竹本〉問題というものの核心のひとつは非存在だということだと思います。存在しないことが処分理由になる、という非常に本質的な問題が提起されているわけで、そのことは、私や岡山大の坂本さん、徳島大の山本さんなどが、いろいろな闘争過程の段階でどうしても権力と対峙する関係で非存在を強いられ、また逆用してきた。そういう我々の方法が、今度の場合竹本氏の非存在そのものが処分理由にされるという形で、逆に権力の方法として提起されてくる問題でもあるわけです。しかもやがて明らかになっていくであろう、いくつかの〈竹本〉問題と岐立する諸問題と結合して出現しつつあります。だから、テーマとしては非常に豊かなものが視えはじめているし、もっとたくさんの人と一緒に運動させていきたい、と思います。

冒頭の一九七三年二月二十二日付〈申入書〉からはじまった京都大学評議会とのやりとりのうち、その〈一〉端を開示しておくので、〈一〉の全国搜索という壮大な演出をそこから垣間見てほしい。

貴評議会からのものと思われる四月二十四日付文書（書留四・三三―六七七号）に対する〈私〉からの第一次の〈回答〉は次の通りです。

〈私〉は〈竹本〉氏から〈処分〉過程の全ての行動を委託されている〈代理人〉であり、同時にこの委託過程を〈証言〉する〈参考人〉であり、さらに……でもありません。貴評議会がより詳細を知りたいと希望されるのであれば〈説明〉することも可能

です。

ところで、前記四月二十四日付文書では、代理人と参考人の区別およびその根拠が明らかではないのでこの点に関してまず回答して下さい。

なお、〈私〉の他に複数の人たちが〈竹本〉氏からの委託に基づく〈陳述〉をおこなう準備をしており、貴評議会との〈交渉〉を過渡的に〈私〉へ委託していますからお知らせしておきます。

昭和四十八年五月三日

松 下 昇 印

京都大学評議会 御中

前略

同封した封筒の中には〈私〉が二月二十二日付および五月三日付文書でのべた〈竹本信弘〉氏からの文書（複数）の一部が入っており、それらの文書には〈竹本信弘〉氏の署名、捺印のあることを〈私〉は確認しています。

ただし、貴評議会が、これを開封するためには〈私〉、あるいは〈私〉からの、この件に関する行動を委託されていることを示す〈文書〉（署名、捺印のあるもの）をもつ人間の立ち会いを必要としますので申しそえておきます。

昭和四十八年六月三日

松 下 昇 印

京都大学評議会 御中

貴評議会からの〈私〉あて七月五日付の文書にのべられている委任状の原本に相当する〈文書〉は、すでに〈私〉からの貴評議会あて六月三日付の文書と共に提出してあります。

また、前記の〈文書〉（未開封）を開封する条件も、すでに六月三日付の〈私〉の文書によって貴評議会は承知しておられるはずです。

とすれば、貴評議会からの七月五日付文書は本来成立不可能であり、かりにその趣旨を実現するとしても、そのためには、まず、六月三日付の〈私〉の文書の趣旨の実現が不可欠であることは、いうまでもありません。

従って貴評議会の開催日時と場所を〈私〉あてにお知らせ下さい。都合のつく限り出席します。

× × ×

なお、〈私〉からの五月三日付の貴評議会あて文書でのべているように、複数の人

たちが、貴評議会のいう委任状に相当する〈文書〉（原本）は複数存在します）を提出することが可能です。

しかしながら、それらが「いま、どこにあるか……」をめぐって警察の搜索が全国的小おこなわれているので、貴評議会が、次の点に関して〈私〉たちの納得がいくまで釈明してから、提出することにします。

一、〈私〉たちから、〈竹本信弘〉氏の〈処分〉審査に関して貴評議会へ提出した〈文書〉は、いま、どこにあるか？

二、貴評議会のいう〈委任状〉に警察当局が関心を示す理由は何であると考えるか？
三、六月二十日、二十八日、二十九日に、〈私〉を被疑者とする令状によって全国的におこなわれた搜索に関して貴評議会はどのような関連をもつか？

四、〈竹本信弘〉氏の〈処分〉審査に関して発言しようとする者に警察の介入がある場合（将来を含む）、貴評議会は、どのように責任をとるか？

五、貴評議会は、〈私〉を媒介として、〈竹本信弘〉氏と直接会うつもりはないのか。
六、……

一九七三年七月一五日

松 下 昇 ㊦

京都大学評議会 御中

申 入 書

〈私〉を被疑者とする犯人隠避被疑事件に関連して本年六月二十日、二十八日、二十九日に多くの場所で押収、差押された物品が全国的に返却されているようですが、〈私〉の住所から押収されたものについては、今回の事件が〈私〉を被疑者としている以上、押収、差押の行なわれた全ての場所が公開され、かつ、全ての物品が返却されたという確証を文書で本件令状請求者から受けとった後で受けとることにします。それまで押収品を責任をもって保管しておいて下さい。

一九七三年九月四日

松 下 昇 ㊦

埼玉県警察本部警備第二課

高橋孝人 殿

二〇一二年三月十七日記